

平成23年度税制改正農林水産関係税制主要事項

平成23年6月30日

農 林 水 産 省

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」及び「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」（平成23年6月30日公布・施行）の成立により措置された平成23年度税制改正事項のうち農林水産関係主要事項は次のとおりです。

項 目	税 目	措置の概要
1 輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置 (1KL当たり2,040円)	石油石炭税	1 年延長
2 肉用牛売却所得の課税の特例措置 〔市場等を通じて、肉用牛を売却した場合の免税措置〕	所得税 法人税 住民税 事業税	次の見直しを行った上、3 年延長 (1) 免税対象牛の売却頭数要件の上限を年間1,500頭（現行：年間2,000頭）に引き下げ （年間1,500頭を超える部分の所得は免税対象から除外） (2) 免税対象牛の対象範囲から売却価額80万円以上（現行：100万円以上）の交雑種を除外
3 農業経営基盤強化準備金制度 〔交付金等を準備金として積み立てた場合及び同準備金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入〕	所得税 法人税	農業者戸別所得補償制度の交付金を対象とする等の見直しを行った上、2 年延長
4 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	所得税 法人税	特例の対象に独立行政法人農畜産業振興機構が管理する豚肉価格低下による損失を補てんする基金に充てるための生産者が納付する負担金を追加
5 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却制度（30%）	所得税 法人税	対象設備から米穀粉製造設備のひきうす式及び媒介式の粉碎装置を除外した上、2 年延長
6 山林所得に係る森林計画特別控除（20%）	所得税	1 年延長